

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 25 日

各指定就労移行支援事業所 管理者様
各指定就労継続支援 A 型事業所 管理者様
各指定就労継続支援 B 型事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障 が い 支 援 課 長
運 営 指 導 課 長

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」の
一部改正について

平素は、本市障がい者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和 6 年 3 月 29 日付け「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」が発出されました。

つきましては、別添のとおり周知いたしますので、内容についてご確認のうえ、ご対応のほど何卒よろしくお願いいたします。

記

1 送付内容

- (1) 厚生労働省通知・改正後全文
- (2) 厚生労働省通知・新旧対照表

2 施設外就労実施報告書について

従来、施設外就労によるサービス提供を実施した場合には、サービス提供の翌月 15 日までに施設外就労実施報告書を障がい支援課あてご提出いただいておりますが、令和 6 年 4 月サービス提供分より、当該施設外就労実施報告書の提出は不要となります。

なお、施設外就労実施報告書の提出は不要ですが、引き続き事業所において施設外就労に関する実績記録書類の作成・保存は必要となりますので、ご留意ください。

3 一般就労中の一時的な利用について

令和 4 年 12 月 16 日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律等の一部を改正する法律が公布され、令和 6 年 4 月 1 日施行として、一般就労中の障がい者でも、就労系障がい福祉サービスを一時的に利用できる旨が法令上新たに位置付けられました。

改正に伴い、一般就労中の一時的な利用について大阪市における運用を後日事務連絡にてお

知らせしますので、そちらをご確認ください。

4 その他

本事務連絡発出にあたり、以下、本市発出済事務連絡については、取扱い等に変更はありませんので、参考にお示しします。

○令和3年3月31日付事務連絡「就労系サービスの在宅利用にかかる令和3年4月以降の事務取扱いの変更について」

〔問い合わせ先〕

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 電話 06-6208-8074

運営指導課 電話 06-6241-6520